

三朝町告示第64号

令和6年第3回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月10日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和6年5月20日 午後3時30分

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）
- (2) 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- (3) 専決処分の承認について（三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）
- (4) 専決処分の承認について（令和5年度三朝町一般会計補正予算（第12号））
- (5) 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- (6) 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）
- (8) 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

森 貴美子	小 椋 泰 志
河 村 明 浩	吉 村 美穂子
松 原 成 利	松 原 茂 隆
能 見 貞 明	石 田 恭 二
山 口 博	藤 井 克 孝
遠 藤 勝太郎	吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第3回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 議 録 (第1日)

令和6年5月20日 (月曜日)

議事日程

令和6年5月20日 午後3時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について (三朝町税条例の一部改正)
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認について (三朝町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認について (三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認について (令和5年度三朝町一般会計補正予算 (第12号))
- 日程第8 議案第33号 令和6年度三朝町一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第9 議案第34号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 議案第35号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第11 議案第36号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について (三朝町税条例の一部改正)
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認について (三朝町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認について (三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除

に関する条例の一部改正)

日程第7 議案第32号 専決処分の承認について(令和5年度三朝町一般会計補正予算(第12号))

日程第8 議案第33号 令和6年度三朝町一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第34号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第35号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第36号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第12 議員派遣について

出席議員(12名)

1番	森	貴美子	2番	小	棕	泰	志		
3番	河	村	明	浩	4番	吉	村	美穂子	
5番	松	原	成	利	6番	松	原	茂	隆
7番	能	見	貞	明	8番	石	田	恭	二
9番	山	口	博	10番	藤	井	克	孝	
11番	遠	藤	勝太郎	12番	吉	田	道	明	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長……………新 寛 主事……………菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	松 浦 弘 幸	副町長……………	赤 坂 英 樹
教育長……………	西 田 寛 治	総務課長……………	矢 吹 和 美
地域振興監……………	青 木 大 雄	財政課長……………	吉 田 栄 治
町民課長……………	山 口 良 輔	建設水道課長……………	藤 井 和 正
建設水道課参事……………	松 村 倫 明		

午後 3 時 27 分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 3 回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、4 番、吉村美穂子議員、5 番、松原成利議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和 6 年 2 月分、3 月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第 4 議案第 29 号 から 日程第 7 議案第 32 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第 4 から日程第 7 の 4 件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第 4 から日

程第7、すなわち議案第29号から議案第32号の4件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第29号、三朝町税条例の一部改正についての専決処分から議案第31号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分につきましては、それぞれ、関係法令の一部改正等に伴い、本町の条例について、所要の改正を行ったものでございます。

議案第32号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第12号）についての専決処分について、概要を申し上げます。

この補正予算は、歳入におきまして、地方譲与税、特別交付税、各種交付金等の額が確定したこと等により所要の調整を行ったものでございます。

なお、今回の補正は、歳入の調整等を行ったものですので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第29号、専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）、議案第30号、専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）、議案第31号、専決処分の承認について（三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）、山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 議案第29号、三朝町税条例の一部改正に係る専決処分の承認について、御説明申し上げます。議案書3ページから24ページを御覧いただきたいと思います。

この議案は、専決第3号として実施した三朝町税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいものでございます。

改正の理由は、令和6年2月21日に公布された地方税法の一部を改正する法律及び令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税や固定資産税に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、個人住民税については、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の損失に伴う雑損控除の扱いと、令和6年度の定額減税に係る規定の整備です。

また、固定資産税については、長期優良住宅に係る特例の事務取扱いや土地の負担調整措置等

の3年間延長、その他、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、原則として令和6年4月1日ですが、第56条の改正規定は令和7年4月1日など、改正規定で施行期日が変わります。

続いて、議案第30号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認について、御説明申し上げます。議案書25ページから27ページを御覧いただきたいと思います。

この議案は、専決第4号として実施した三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいものでございます。

改正の理由は、令和6年3月30日公布の地方税法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の課税限度額などが見直しされたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、後期高齢者支援金の課税限度額を22万円から24万円に見直しを行います。また、5割及び2割の保険料減額となる世帯の所得基準額の見直しを行います。

施行期日は、令和6年4月1日です。

続いて、議案第31号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認について、御説明申し上げます。議案書29ページと30ページを御覧いただきたいと思います。

この議案は、専決第5号として実施した三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいものでございます。

改正の理由は、令和6年3月30日に公布された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、課税免除となる特別償却設備の取得等の期間について令和6年3月31日だったものが令和9年3月31日まで延長されましたので、所要の改正を行ったものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第32号、専決処分の承認について（令和5年度三朝町一般会計補正予算（第12号））、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第32号、専決第6号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、御説明申し上げます。今回の補正の主な内容を事項別明細書により、御説明申し上げます。議案書は43ページからでございます。

歳入につきまして、地方譲与税、特別交付税、各種交付金等の額の確定に伴い、それぞれ所要の調整を行ったほか、起債を活用している事業を中心に財源更正を行ったものでございます。

このうち、44 ページ、一番上、地方交付税につきまして、特別交付税を2億6,000万円と見込んでおりましたが、3億6,156万5,000円に確定しましたので、その差額を増額したものでございます。

また、特別交付税の増額等に伴い、予定しておりました財政調整基金の取り崩しにつきましては、2,900万9,000円減額しております。

今回の補正は、歳入の調整及び財源更正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上が、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第12号）の概要でございます。

以上です。

○議長（吉田 道明君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第29号、専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第30号、専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、質疑はありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第 31 号、専決処分の承認について（三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）について、質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第 32 号、専決処分の承認について（令和 5 年度三朝町一般会計補正予算（第 12 号））について、質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 33 号 から 日程第 11 議案第 36 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第 8 から日程第 11 の 4 件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第 8 から日程第 11、すなわち議案第 33 号から議案第 36 号の 4 件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第 33 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）について、概要を申し上げます。

この補正予算は、民間事業者による三朝温泉温泉広場周辺地域の開発構想の推進に伴い、必要な措置を講ずることとしたほか、現在、取組を進めております温泉を活用した健康まちづくり事業に係る入浴等施設整備候補地における土地状況の調査、整理のために必要な経費を計上しようとするものでございます。

また、母子保健事業及び食育事業等における栄養士業務につきまして、外部人材の活用を図るよう措置しております。

以上、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ、2,408万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を67億4,708万8,000円とするものでございます。

次に特別会計等でございます。

議案第 34 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）から議案第 36 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、三朝地内の三徳川左岸堤防改修及び温泉広場周辺地域の開発構想の推進に伴い、それぞれの施設の移転等に係る調査、設計に関する費用を計上しようとするものでございます。

このほか、水道事業及び下水道事業会計におきまして施設改良等、施設維持費等について必要な調整を行うこととしております。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第 33 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 33 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。議案書 51 ページを御覧ください。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、2,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億4,708万8,000円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。議案書は 57 ページでございます。

始めに、総務費、町有財産管理特別経費につきましては、民間事業者による温泉広場周辺地域の開発構想の推進に伴い、町有財産の売却に係る分筆登記費用等を計上するほか、現在、取組を進めております温泉を活用した健康まちづくり事業につきまして、入浴等施設整備候補地において、不動産鑑定評価を実施し、土地状況の調査、整理をするために必要な措置を講ずるものでござ

ございます。

また、衛生費の水道事業会計補助金、商工費の温泉配湯事業特別会計繰出金、一番下にございます土木費の下水道事業会計補助金につきましては、三朝地内の三徳川左岸堤防改修及び温泉広場周辺地域の開発構想の推進に伴い、温泉・上下水道施設の移転等に係る調査、設計に関する費用について、各会計へ補助するなど必要な措置を講ずるものでございます。

最後に、中ほどにございます、衛生費、妊産婦・乳幼児健康診査費でございますが、栄養士の人事異動に伴い、本年度の母子保健事業及び食育事業等における栄養士業務につきまして外部人材の活用を図るよう措置するものであります。

以上が、今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源につきましては、56 ページ、財政調整基金繰入金についてそれぞれ所要の調整を行うものでございます。

以上が、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 34 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 35 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 36 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 34 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案書は 59 ページからでございますが、64 ページの事項別明細書をお願いいたします。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ、590 万円を増額し、総額を 3,290 万円とするものでございます。ページを 1 ページ進んでいただき 65 ページ、歳入でございます。

鳥取県が計画しています護岸修繕計画と温泉広場周辺整備に伴い、町道三朝横手線の一部区間の位置を川側に変更する予定としており、町道敷地内に埋設してあります温泉管の移設が必要となります。

歳入の一般会計繰入金につきましては、埋設管の移設に必要な設計等の費用を一般会計から繰入れることし、歳出の委託料につきましては、下水道事業会計で一括発注することで経費を抑えることとしており、温泉配湯事業特別会計から下水道事業会計に委託費として支出するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 35 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案書は 67 ページからでございますが、69 ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款、水道事業費用を45万5,000円減額し1億1,614万5,000円、第2款の簡易水道事業費用を183万8,000円増額し6,233万8,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出では、ページを進んでいただき70ページ、収入の第1款、水道事業資本的収入を940万円増額し1,940万円に、支出の第1款、水道事業資本的支出を945万3,000円増額し3,095万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、80ページをお願いします。

収益的支出の説明欄、消費税及び地方消費税につきましては、今期補正により委託料を増額することに伴い、支払った消費税及び地方消費税が増額となるため、税務署に納める消費税等の額を減額するものでございます。

その下、施設修繕料につきましては、笏賀地区及び下谷地区の水源地に通じる管理道が土砂崩落等により通行ができないことが判明したため、その修繕料として補正したいものでございます。

資本的収入及び支出では、温泉配湯事業特別会計と同様に町道三朝横手線の一部区間の変更に伴う一般会計からの繰入金と、埋設管移設に必要な設計等の委託料。また、当初予算で計上していました大瀬から山田間の配水管布設設計業務において、業務内容を追加する必要性が生じたため委託料の増額と、併せてその財源として企業債の借入に伴う水道事業債の補正をしたいものでございます。

以上でございます。

議案第36号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は81ページからでございますが、83ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして、下水道事業費用を181万8,000円増額し2億8,121万8,000円とするものです。

資本益収入及び支出では、ページを進んでいただき84ページ、収入の第1款、下水道事業資本的収入を2,300万円増額し2億2,470万円に、支出の第1款、下水道事業資本的支出を2,300万円増額し2億3,630万円とするものでございます。

詳細につきましては、93ページをお願いします。

収益的支出の説明欄、機器等修繕料につきましては、温泉病院の排水流量計測用下水メーターが故障し交換が必要ですのでその修繕料。消費税及び地方消費税につきましては、今期補正により支払った消費税及び地方消費税が増額となるため、税務署に納める消費税等の額を減額するものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、温泉配湯事業特別会計と同様に町道三朝横手線の一部区間の変更に伴う一般会計からの繰入金と、温泉管及び水道管の移設設計を下水道事業会計で一括発注するため、各会計からの負担金の増額、及び埋設管移設に必要な設計委託料の増額をしたいものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第 33 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 34 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 35 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 36 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議員派遣について

○議長（吉田 道明君） 日程第 12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付しておりますとおり議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（吉田 道明君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、令和 6 年第 3 回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 54 分閉会
